

このままじゃ
正社員になれない!?



確認しよう!! 〈在留資格〉

2026(令和8)年4月
兵庫県教育委員会

来年で高校生活も終わり! 卒業したら大きい会社に入
ってバリバリ働くんだ!!



何言ってるの!?

君たち、今のままだと
アルバイトしか
できないよ。



WHAT TO DO?

在留資格が「家族滞在」の場合、正社員(フルタイム)
で働くことができません。

そんなの
聞いてないんだけど!?



えっ!
どういうこと!?

どうしよう!?

わたし
正社員に
なれないの?

オーマイガー!

正社員になれたら
もっとお金が稼げると
思ったのに!

落ち着いて!
在留資格を変えれば
大丈夫だよ!!



まずは自分の在留カードをチェック!!

Check!!

日本国政府 GOVERNMENT OF	在留カード RESIDENCE CARD	番号 No.	AB12345678CD
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH		
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日 Y M D	性別 SEX	女 F.
国籍・地域 NATIONALITY/REGION	米国		
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号		
在留資格 STATUS	家族滞在 Dependent	就労制限の有無	就労不可
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月(2027年02月22日) Y M Y M D		
許可の種類	在留期間更新許可(東京出入国在留管理局长) ◆MOJ◆		
許可年月日	2022年11月22日	交付年月日	2022年11月22日
このカードは 2027年02月22日まで有効 です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD			

「家族滞在」の人が
正社員になるためには、
「定住者」か「特定活動」に
変える必要があります。

(↑ 出入国在留管理庁のホームページをもとに作成)

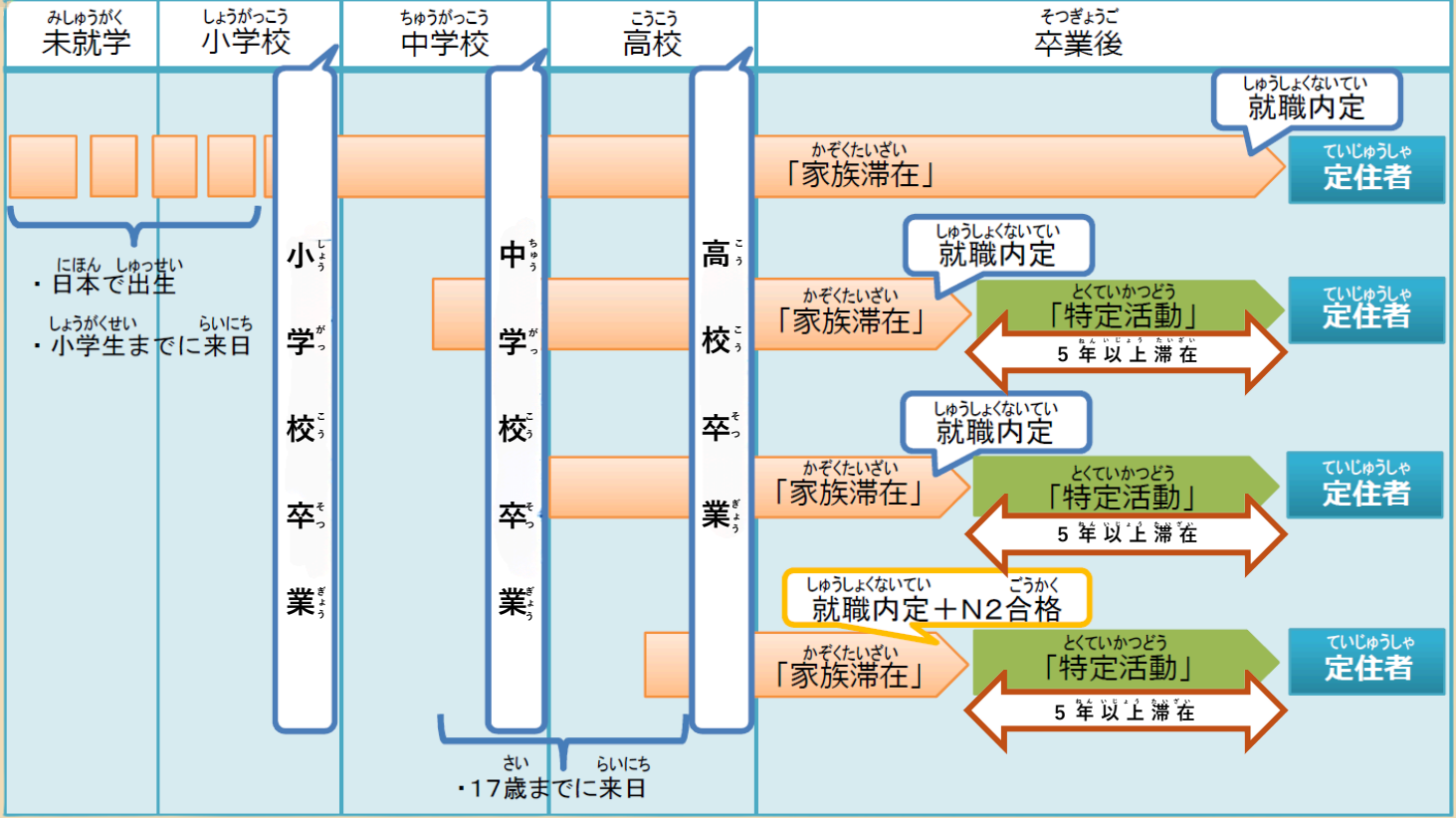
Check!!

来日した時期や日本語能力によって在留資格を変えるための条件が違うんだよ。

何よりもまずは高校卒業が大事だね。



(高校卒業後に働きたい人向け) 在留資格の扱いについて



↑ 出入国在留管理庁「高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ」をもとに作成
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930003573.pdf>

在留資格って
どうやったら
変えられるの？

わかん！

下のHPに
書いてあるよ。



Check!!

【在留資格の変更に関するページはこちら】

出入国在留管理庁 在留資格変更許可申請

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



最後に・・・

※進路について考えるときは、

必ず担任の先生や進路指導の先生などに相談してください。

